

川崎市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき試行する労務費ダンピング調査に関し、必要な事項を定める。

(調査の対象)

第2条 本市が発注する工事のうち、川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日制定）第2条第2号に基づき調査基準価格を設定した工事請負契約を対象とする。

(一定水準額)

第3条 調査対象工事を入札に付そうとするときは、契約ごとに調査を行う基準となる価格（以下「一定水準額」という）を定めるものとする。

2 一定水準額は、「本市設計の直接工事費の額×0.97」とする。

3 前項に規定する直接工事費につき、最低制限価格設定に係る運用指針において別途定めがある場合は、これに準じて算出するものとする。

(労務費ダンピング調査)

第4条 市長は、第2条に定める調査対象案件の落札候補者（以下、「調査対象者」という。）が入札時に提出した積算内訳書（再度入札の場合は、再度入札時に提出した積算内訳書）に記載の直接工事費の額が、前条の規定により算出した一定水準額を下回るかどうかについて、確認を行うものとする。

2 前項の確認の結果、調査対象者が一定水準額を下回った場合は、当該調査対象者は、市長が指定する日までに、労務費ダンピング調査回答書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、当該調査対象者から前項の規定に基づく回答があったときは、速やかに記載内容が合理的な回答であるかどうかを確認するものとする。

4 第2項の回答書について、市長が指定する日までに提出しなかった場合は、当該調査対象者を落札者としなければならないことができる。

(調査結果の取扱い)

第5条 市長は、前条の調査の結果、合理的な回答と認められない旨の回答があった場合には、当該調査対象者に対し、労務費ダンピング調査結果に基づく要請書（第2号様式）により注意喚起を行い、建設業法令遵守推進本部（建設Gメン）に必要な情報を通報する。この場合において、当該調査対象者を落札者とし契約は締結するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、財政局が工事担当部局と協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用する。

第1号様式（第4条第2項）

年 月 日

川 崎 市 長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

労務費ダンピング調査回答書

川崎市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり回答します。

契約番号： _____
工事件名： _____

回答

理由	回答欄
過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。	
一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。	
発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。	
下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。	
その他（理由の詳細を記入）	

※該当する理由の回答欄に「○」印を記入してください。当てはまる項目がない場合には、その他欄に理由の詳細を記入してください。

第2号様式（第5条）

第 号
年 月 日

（請負人）

様

川 崎 市 長

労務費ダンピング調査結果に基づく要請書

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関連法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

契 約 番 号	
工 事 件 名	

指 摘 事 項	
要 請 事 項	